

報道機関各位

消防本部総務課

タイトル 消防職員の懲戒処分等について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	消防職員の懲戒処分等について
日時	処分発令日 令和6年3月8日
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 令和6年3月8日付で別紙のとおり懲戒処分等を行いました。 また、この処分に伴い、令和6年3月8日付で人事異動を行いましたので、別紙のとおり報告します。	
問い合わせ先	部課係名：消防本部総務課 担当者名：久野 電話：0791-43-6881 内線（ 5203 ） F A X：0791-45-0119

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

消防職員の懲戒処分等について

令和6年3月8日付で次のとおり懲戒処分等を行いました。

記

- 1 被処分者 消防本部 救急課救急指導担当第2係長（主幹）
- 2 処分事由 住居侵入
- 3 処分内容 停職6か月（懲戒処分）
主査に降任（分限処分）
- 4 処分概要 令和5年11月21日に市内民家に正当な理由なく侵入し、赤穂警察署に住居侵入容疑で逮捕された。
被処分者は上記の容疑事実を認め、住居侵入の罪で略式起訴され、裁判所から罰金の略式命令を受けた。
市民の安全安心な暮らしを守る消防職員がこのような事件を起こした責任は重く、令和6年3月8日付をもって停職6か月の懲戒処分とするとともに、分限処分として主査に降任とした。

【 尾崎 浩司 消防長のコメント 】

昨年11月、住居侵入の容疑により逮捕された職員を、本日、停職6か月の懲戒処分とするとともに、分限処分として主査に降任としました。

本事案は公務員の信頼を失墜させるとともに市民の皆様に不安を与えるものであり、心よりお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、職員に対し、職務の内外を問わず公務員としての自覚を促すとともに、より一層、服務規律の徹底と綱紀粛正を図り、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

職員の人事異動発令

- 1 発令日 令和6年3月8日付
- 2 理由 職員を地方公務員法第28条第1項第3号の規定に基づく分限処分したことに伴う執行体制の整備

《課長級》

消防本部救急課長兼
救急指導担当第2係長事務取扱

有岡幹記
(消防本部救急課長)

《一般職員》

消防本部総務課付(主査)

高田勝弘
(消防本部救急課救急指導担当
第2係長(主幹))